

社会福祉法人経営管理改善支援事業実施要綱

平成28年9月1日 28福保指第485号

1 目的

この要綱は、都内に主たる事務所が所在し、平成27年度決算において、事業活動計算書におけるサービス活動収益が10億円未満及び貸借対照表における負債の部が20億円未満の中小規模の社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）が、専門家による確認・助言を受けて経営管理の改善を図る取組に対し、都が必要な支援を行うことにより、社会福祉法人の経営管理改善の円滑な実施を推進するとともに、その取組により得られた成果の紹介等を行うことで都が他事業にて行う社会福祉法人の支援等にも活用することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、社会福祉法人とする。

3 事業内容

社会福祉法人が、専門家（公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士等をいう。ただし、当該社会福祉法人の理事、監事、評議員及び職員である者及び過去5年以内にこれらの者であったものは除く。以下同じ。）から支援を受け、具体的な改善を図る取組は、法人の財務や運営体制等に関する、以下の（1）又は（2）に掲げるものとする。

なお、経理事務、決算事務、計算書類の作成事務等の日常業務や、経営管理の改善を目的としない規程整備等については、本事業の対象としない。

(1) 適正な財務の確保に係る取組

- ア 購買、固定資産管理、資金管理、人件費管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続等の推進
- イ 決算・経理等に関する規程の整備による財務会計体制の確立
- ウ 決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制の確立
- エ 計算書類等の確定作業等の適正な実施体制の確立、計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善
- オ 経理体制の効率化の推進
- カ その他適正な財務の確保に資する取組

(2) 適正な運営体制の確保に係る取組

- ア コンプライアンスに関する体制整備、効率的な執行体制の構築
- イ 雇用管理の適正化を図るための人事・給与・研修体制の構築
- ウ その他適正な運営体制の確保に資する取組

4 実施手順

- (1) 本事業を実施する社会福祉法人は、別紙1により、専門家から、法人の課題や改善に向けた助言等の報告を受ける。
- (2) 報告を受けた社会福祉法人は、別紙2により、改善計画を作成する。
- (3) 社会福祉法人は、改善計画に基づき改善に取り組む。必要に応じて、改善状況のフォローアップ等専門家の支援を受ける。
- (4) 改善計画に掲げた取組が完了したときは、別紙3により、改善報告を作成する。
- (5) 別紙1、別紙2及び別紙3については、別に定めるところにより、都に提出する。
- (6) 都は、法人の取組状況のフォローアップを行うためなど必要と認めた場合、社会福祉法人に対し、経営管理の改善状況等について書面等により報告を求める。

5 事業成果の活用

本事業の成果については、都が他事業にて行う社会福祉法人の経営改善等への支援等に活用するほか、必要に応じて、所轄庁たる区市へ情報提供を行う。

6 経費の補助

事業の実施に必要な経費は、別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

7 その他

1から6に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。